

国民健康保険 交通事故などの 第三者行為による 傷病などの治療は届け出を

きの、原則として加害者が全額負担することになりま

◆国保に届け出を

第三者行為による傷病などの治療に国民健康保険(国保)を使うときは、必ず問合せ先へ届け出をしてください。国保を使うと、本来、第三者(加害者)が負担すべき医療費を国保が一時的に立て替え、あとから立て替えた分を加害者に請求します。

◆示談は慎重に
示談の内容は、国保の取支に影響を与えるばかりでなく、被害者への補償にも影響しますので、示談を結ぶ前に問合せ先へ届け出てください。

問合せ 保険年金課 ☎042(346)9529

国民年金

将来、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るためには、保険料を納めていなければなりません。

◆交通事故にあったときは
国保に加入している方が交通事故にあい、加害者からすぐに損害賠償を受けられ

◆第三者行為による傷病などは、交通事故や、傷害事件など、第三者(他人)の行為が原因で負傷したり、病気になるたりすることを「第三者行為による傷病など」といいます。

このような場合の医療費は、被害者に過失がないか

児童手当・児童育成手当 小平市心身障害児福祉手当 現況届の提出を

現在、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当(育成手当、障害手当)、小平市心身障害児福祉手当を受給している方は、6月25日(金)までに現況届を提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当を受けられませんが、注意してください。現況届の用紙は5月下旬に送付しました。

提出先 児童課、東部・西部出張所、動く市役所
※6月12日(土)・13日(日)の午前9時から午後4時まで、市役所2階児童課で、現況届の受付のみを行います。

問合せ 児童課 ☎042(346)9544

心身障害者 福祉手当 現況届の提出を

現在、心身障害者福祉手当を受けている方には、5月31日付で心身障害者福祉手当現況届を送付しましたので、6月30日(水)までに提出してください。

内閣総理大臣名の書状を贈呈
先の大戦で戦地などに派遣され、戦時衛生勤務に服された旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の方(慰労給付金受給者を除く)に、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。なお、請求期限は、平成17年3月31日までです。本人またはご家族などが連絡してください。

介護支援専門員実務研修受講試験
試験日 10月24日(日)
受験要項配布 6月14日(月)より7月30日(金)

東京都訪問介護員養成研修2級
通信課程受講者募集
申し込み 7月5日(月)より31日(土)に、問合せ先へ送付

雨水幹線
工事現場見学会
◆浸水ゼロ・安全・快適下水道
東京都下水道局と市では、浸水に対する安全性を高め、安心して暮らせるまちを実現するため、下水道施設の適切な運転、維持管理に努め、浸水対策事業を重点施策として取り組んでいます。

8月から働ける方 健康課保健師 嘱託職員募集

※小平市ホームページから募集要項・申込書類をダウンロードできます。

勤務時間 ①午前8時30分～午後1時30分
②午後1時56分～6時
③午後4時56分～6時

夏休み 臨時職員募集

◆学童クラブ指導員の補助者・児童の介助者
職務内容 市立小学校に併設している学童クラブでの小学校低学年児童の保育

申し込み 6月18日(金)まで、申込書類を職員課人事係へ持参

採用予定人数 2人
応募資格 昭和13年4月2日以降に生まれた、保健師の資格を有する方
主な勤務内容 乳幼児健康診査・健康教室・健康相談・地区活動業務など 週4日勤務
※勤務時間など、詳細は募集要項をご覧ください。

提出書類 ①採用申込書(縦4センチ×横3センチの写真をはったもの) ②受験票 ③返信用封筒(本人のあて先を記載、80円切手をはったもの) ④資格を証明する書類の写し
募集要項・申込書の配布職員課人事係(市役所3階)、東部・西部出張所

◆学童クラブ指導員の補助者・児童の介助者
職務内容 市立小学校に併設している学童クラブでの小学校低学年児童の保育
応募資格 18歳以上の健康な方および障害児などに理解のある方(高校生を除く)
勤務期間 7月21日(水)

小平市の人口は、平成7年12月に17万人を超えてから、徐々に増加し、今年5月ついに18万人を超えました。〈市民課〉

危険物安全週間
6月6日～12日
危険物 ゆるむ心の帯しめて
ガソリン・灯油などの燃料類をはじめ、接着剤、シンナー、エアゾール製品なども危険物に該当します。

危険物の取り扱いを誤ると、予想もしない場所で引火したり、爆発して、多くの生命や財産を一瞬にして失ってしまいます。

地震に備えて
玄関や窓際などには障害物をなくし避難しやすいようにしましょう

◆「自転車通行可」の標識のある歩道では、歩行者の通行に迷惑にならないようにしましょう

◆交差点で大きな車が曲がるとき、後輪に巻き込まれないようにしましょう

